

告示

埼玉県告示第千二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

南越谷株竹ショッピングビル

越谷市南越谷一丁目十五番一、十五番二、十五番三、十五番四、十五番五、十五番六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時三十分

（変更後）午前十時から午後八時三十分（コンビニエンスストアのみ午前〇

時から翌午前〇時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時（但し、午前〇時から午前六時の時間帯

は駐車マスを利用）

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十時

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

ハ 変更年月日

平成二十二年九月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十二年九月十七日

二 縦覧期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課